

榛東村土砂等による埋立て等の
規制に関する条例
届出・申請の手引



榛東村 住民生活課

1 「榛東村土砂等による埋立て等の規制に関する条例」の概要

建設工事などで排出された土砂等による埋立て等について、有害な物質の混入や堆積された土砂等の崩落が懸念されています。

榛東村では生活環境を保全するとともに、土砂災害の発生を防止するため、「榛東村土砂等による埋立て等の規制に関する条例」（以下「条例」という。）を制定しました。

この手引では、土砂等の埋立て等を行う場合の手続について説明します。

(1) 条例の目的

条例の目的は、土砂等の埋立て等について必要な規制を行うことにより、①埋立て等による土壌の汚染 ②埋立て等による災害の発生の2点を未然に防止し、市民の生活環境を保全するとともに市民の安全を確保することにあります。したがって、土砂等の埋立て等を禁止する趣旨ではありません。

(2) 条例の適用対象

土砂等による埋立て等を行おうとする者が、500㎡以上3,000㎡未満の埋立て等を行う場合、村長の許可を受けなければなりません。

なお、条例の適用区分は【図1】のとおりです。

【図1】



(3) 主な用語解説

■ 土砂等

「土砂等」とは、地表・地盤等を掘削するなどして採取された土・砂・礫・砂利が集まったものをいい、砂・石などが混じっていても全体として土砂とみなすことができる場合は、本条例が適用されます。産業廃棄物である汚泥やコンクリートガラ等は土砂に該当せず、土砂等に廃棄物が混入し、又は付着していた場合は、廃棄物処理法が適用されます。

■ 埋立て等

「埋立て等」とは、①土地の埋立て、②盛土、③その他土地への堆積（製品の製造又は加工のための原材料の堆積を除く。）を行うことをいいます。

- ① 「埋立て」とは、周辺地盤面より低い窪地等を埋め立てることをいいます。
- ② 「盛土」とは、周辺地盤面より高くなるように土砂等を盛り、かつ将来にわたってその形状の変更が予定されていないものをいいます。
- ③ 「堆積」とは、一時的に土砂等を盛り、将来その形状の変更が予定されているものをいいます。

■ 土砂等埋立等区域

「土砂等埋立等区域」とは、土砂等による埋立て等を行う区域をいいます。

■ 小規模特定事業

「小規模特定事業」とは、土砂等埋立等区域以外の場所から排出され、又は採取された土砂等による埋立て等を行う事業であって、当該土砂等埋立等区域の面積が500㎡以上3,000㎡未満であるものをいいます。3,000㎡以上は特定事業となり、群馬県知事の許可が必要になります。

■ 小規模特定事業区域

「小規模特定事業区域」とは、小規模特定事業の用に供する区域をいいます。土砂等埋立等区域に加えて、現場事務所や駐車場、排水施設等の区域が含まれます。

(4) 事前相談

この条例には、事前相談に関する規定はありません。しかし、手続き等について事前にご確認いただくことは、円滑な許認可手続きにつながります。

小規模特定事業を行う皆様には、事前相談を行っていただくようお願いします。

◆ 相談窓口

榛東村 住民生活課 環境衛生係

〒370-3593 群馬県北群馬郡榛東村大字新井790-1

TEL (0279)54-2211 (代表)

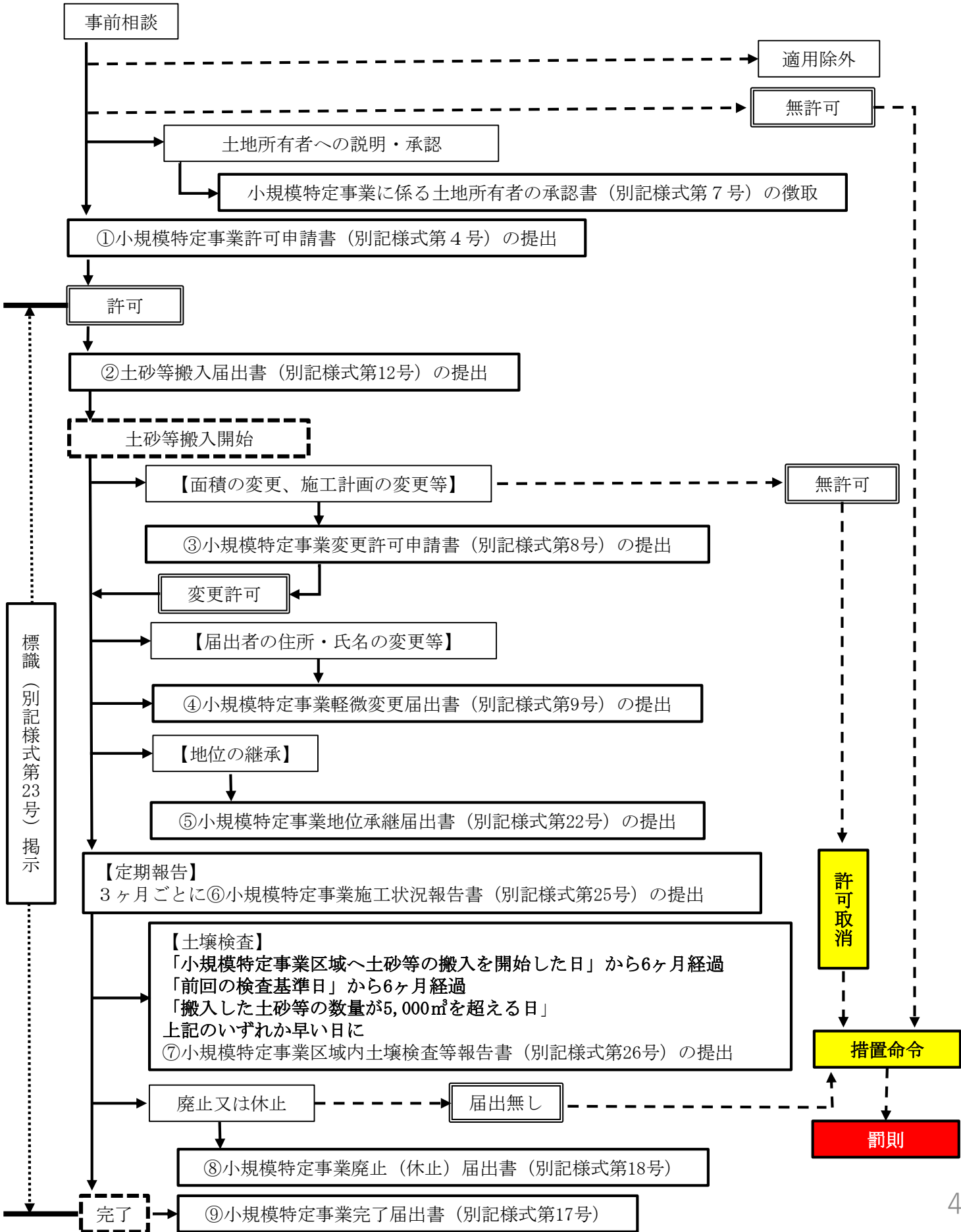
※3,000㎡以上の特定事業の相談先は当村ではなく群馬県にご相談ください。

◆ 確認事項

- ① 許可申請等の要・不要
- ② 提出書類の詳細
- ③ 疑義・不明点 など



(5) 小規模特定事業許可手続きの流れ



(6) 提出書類一覧

No.	提出書類	備考
【小規模特定事業許可申請時】		
1	小規模特定事業許可申請書（別記様式第4号）	
2	小規模特定事業区域の位置を示す図面	
3	小規模特定事業区域の付近の見取図	
4	<申請者が個人の場合> 申請者の住民票の写し及び印鑑登録証明書	
5	<申請者が法人の場合> 法人の登記事項証明書及び印鑑証明書、法人の役員全員の住民票の写し	
6	<小規模特定事業の施工が請負の場合> 当該請負契約書の写し	
7	施工管理者の住民票の写し	
8	小規模特定事業の施工に関する計画（申請書に記載できない場合）	
9	施工管理者の住民票の写し	
① 10	小規模特定事業の施工に関する計画（申請書に記載できない場合）	
11	小規模特定事業区域の周辺の地域の生活環境の保全及び災害の発生の防止に関する計画（申請書に記載できない場合）	
12	小規模特定事業区域の現況平面図、現況断面図及び面積計算書	
13	小規模特定事業区域の計画断面図、計画断面及び雨水排水図	
14	土砂等埋立等区域の計画平面図、計画断面図及び面積計算書	
15	埋立て等をする土砂等の予定容量計算書	
16	<技術上の基準にしたがって安定計算を行うとき> 当該安定計算を記載した書面	
17	<擁壁を設置する場合> 当該擁壁の構造計画及び構造計算を記載した書面（応力算定及び断面算定含む）	
18	<雨水等を適切に排水しなければならないとき> 当該小規模特定事業区域における排水施設の構造計画図、流出量算定及び排水断面算定を記載した書類	
19	<法令等に基づく許認可等を要する場合> 小規模特定事業が当該法令等に基づく許認可等を要することを示す書類	

No.	提出書類	備考
【小規模特定事業許可申請時】		
②	1 土砂等搬入届出書（別記様式第12号）	
	2 土砂等排出元証明書（別記様式第13号）	
	3 土壌検査の試料を採取した位置図	
	4 土壌検査の試料を採取した現場写真	
	5 検体試料採取調書（別記様式第14号）	
	6 土壌検査証明書（別記様式第15号）	
【面積の変更、施工計画の変更等】		
③	1 小規模特定事業変更許可申請書（別記様式第8号）	
	2 条例第2項第2号から第8号の変更に係る事項に関するもの	
【届出者の住所・氏名の変更（軽微な変更）】		
④	1 小規模特定事業軽微変更届出書（別記様式第9号）	
	2 土砂等排出元証明書（別記様式第13号）	
	3 土壌検査の試料を採取した位置図	
【地位の承継】		
⑤	1 小規模特定事業地位承継届出書（別記様式第22号）	
	2 承継の事実を証する書類	
【定期報告】		
⑥	1 小規模特定事業施工状況報告書（別記様式第25号）	
	2 条例第2項第2号から第8号の変更に係る事項に関するもの	

No.	提出書類	備考
【 土 壤 検 査 】		
⑦	1 小規模特定事業区域内土壌検査等報告書（別記様式第26号）	
	2 土壌検査に使用した土砂等を採取した地点の位置図	
	3 現場写真	
	4 検体試料採取調書（別記様式第14号）	
	5 土壌検査証明書（別記様式第15号）	
< 水 質 検 査 を 行 う 場 合 >		
	6 水質検査証明書（別記様式第27号）	
	7 排水を採取した地点の位置図	
	8 現場写真	
	9 検体試料採取調書（別記様式第14号）	
【 廃 止 又 は 休 止 】		
⑧	1 小規模特定事業廃止（休止）届出書（別記様式第18号）	
	2 小規模特定事業区域の出来形に関する図面	
	3 小規模特定事業区域以外の区域への土砂等の飛散及び流出並びに崩落による災害の発生を防止するために必要な措置に関する図面	
【 完 了 】		
⑨	1 小規模特定事業完了届出書（別記様式第17号）	
	2 完了した小規模特定事業区域の出来形に関する図面	

2 小規模特定事業を行う場合

(1) 小規模特定事業に関係する者の義務

榛東村内で小規模特定事業を行う場合、小規模特定事業に関係する者は、条例の目的を念頭に置き、次の義務を負うこととなります。

ア 埋立て等を行う者

- ① 土壌の汚染を生じさせるおそれのある埋立て等を行うことのないよう努めなければなりません。
- ② 災害の発生の防止のための必要な措置を講じなければなりません。
- ③ 土砂等埋立等区域の周辺の地域の生活環境の保全に配慮しなければなりません。

イ 土砂等を排出する者

- ① 土壌の汚染を生じさせるおそれのある土砂等の拡散を防止するよう努めなければなりません。
- ② 適正な埋立て等が行われるよう当該埋立て等を行う者に協力しなければなりません。

ウ 土地の提供者

- ① 土壌の汚染及び災害を生じさせるおそれのある埋立て等を行う者にその所有する土地を提供することのないよう努めなければなりません。

(2) 許可が必要な場合

榛東村内で土砂等埋立等区域の面積が500㎡以上3,000㎡未満の小規模特定事業を行う場合は、原則、小規模特定事業許可申請書（別記様式第4号）を提出し、村長の許可を受けなければなりません。

(3) 許可が不要な場合

次の土砂等埋立等行為については、本条例の許可が不要です。

- ① 土砂等埋立等区域の面積が500㎡未満の土砂等埋立等行為
- ② 宅地造成その他事業の工程の一部において行う土砂等による埋立て等であって、当該事業を行う区域において、当該区域から排出され、又は採取された土砂等によるもの
- ③ 国並びに地方公共団体及び地方公共団体に準ずる団体が行う土砂等による埋立て等（委託し、又は請け負わせて行うものを含む。）
地方公共団体に準ずる団体とは、規則で定める次のとおりです。
 - ・ 高速道路株式会社法（平成16年法律第99号）第1条に規定する会社
 - ・ 土地改良法（昭和24年法律第195号）第10条第1項の規定により認可された土地改良区、同法第77条第2項の規定による認可を受けた土地改良区連合並びに同法第95条第1項の規定による認可を受けて土地改良事業を行う農業協同組合、農業協同組合連合会、農地利用集積円滑化団体、農地中間管理機構及び同法第3条に規定する資格を有する者

- ・土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第4条第1項の規定により都道府県知事の認可を受けた者、第14条第1項の規定により設立された土地区画整理組合及び同法第51条の2第1項に規定する認可を受けた株式会社
 - ・地方住宅供給公社法（昭和40年法律第124号）に規定する地方住宅供給公社
 - ・公有地の拡大の推進に関する法律（昭和47年法律第66号）第10条第1項の規定により設立された土地開発公社
 - ・独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人
 - ・国立大学法人法（平成15年法律第112号）第2条第1項に規定する国立大学法人
 - ・日本下水道事業団法（昭和47年法律第41号）に規定する日本下水道事業団
 - ・前各号に掲げる者のほか、地方公共団体がその資本金、基本金その他これらに準ずるものを出資している法人であって、市長が地方公共団体に準ずる者として認定した者
- ④採石法の認可を受けた採取計画に係る岩石採取場の区域において当該採取計画に基づき採取された土砂等による当該岩石採取場の区域における埋立て等
 - ⑤砂利採取法の認可を受けた採取計画に係る岩石採取場の区域において当該採取計画に基づき採取された土砂等による当該岩石採取場の区域における埋立て等
 - ⑥廃棄物の処理及び清掃に関する法律の許可を受けた産業廃棄物処理施設における覆土又は覆土のために行う土砂等による埋立て等
 - ⑦この条例若しくは法令等又はこれらに基づく命令その他の処分による義務の履行に伴う土砂等による埋立て等
 - ⑧非常災害のために必要な応急措置として行う土砂等による埋立て等
 - ⑨運動場、駐車場その他の施設の本来の機能を保全する目的で通常管理行為として行う土砂等による埋立て等
 - ⑩主として自己の居住の用に供する住宅の建築のために行う土砂等による埋立て等
 - ⑪主として住宅の用に供する土地の開発のために行う土砂等による埋立て等

3 小規模特定事業の許可を申請するとき

申請書類等及び添付書類は、正本1通、副本1通の計2通を作成して提出してください。副本については、正本をコピーして作成してください。申請受付後に収受印を押印して返却します。

(1) 許可申請に当たって

村では、申請のあった小規模特定事業について次の視点で審査します。これらが条例等に定める目的及び基準に適合すると認めるときでなければ許可はできません。

- ①生活環境の保全及び村民の安全を確保することができるか
- ②埋立て等のために搬入される土砂等が、条例で定める土壌基準以下であるか
- ③申請者が欠格要件に該当していないか
- ④小規模特定事業の施工欠格が、規則で定める次の基準を満たしているか
 - ・土砂等埋立等区域の地盤に滑りやすい土質の層があるときは、その地盤に滑りが生じないようにくい打ち、土の置換えその他の措置が講じられること。
 - ・著しく傾斜をしている土地において、施行する前の地盤と埋立て等をされる土砂等との接する面が滑り面とならないように当該地盤の斜面に段切り等の措置が講じられること。
 - ・土砂等による埋立て等の高さ及び法面の勾配は、次の【表2】のとおりです。

【表2】

土砂等による埋立て等の高さ	法面の勾配
15メートル超	安定計算を行い、安全が確保される勾配
15メートル以下	垂直1メートルに対する水平距離が2メートル以上の勾配
5メートル以下	垂直1メートルに対する水平距離が1.8メートル以上の勾配

- ・擁壁を用いる場合の当該擁壁の構造は、宅地造成等規制法施行令（昭和37年制令第16号）第6条から第10条までの規定に適合すること。
- ・土砂等による埋立て等の高さが5メートル以上である場合にあっては、土砂等による埋立て等の高さ5メートルごとに幅1メートル以上の段を設けること。
- ・土砂等による埋立て等の完了等の後に地盤の緩み、沈下又は崩壊が生じないように締固めその他の措置が講じられること。
- ・土砂等による埋立て等の完了後の法面は、石張り、芝張り、モルタルの吹き付け等によって風化その他の浸食から保護する措置が講じられること。
- ・湧水の多い土地に土砂等による埋立て等を行う場合にあっては、有孔管等による排水施設を設け、雨水等を適切に排水しなければ埋立て等を行う土砂等が流出し、又は災害が発生するおそれがある場合にあっては、十分な能力及び構造を有する排水施設を設けること。

(2) 許可申請に必要な書類

小規模特定事業許可申請書（様式第4号）に必要な事項を記載し、次の書類を作成してください。

- ①小規模特定事業区域の位置を示す図面（【表3】参照）
- ②小規模特定事業区域の付近の見取図（【表3】参照）
- ③土砂等埋立等区域の見取図（【表3】参照）
- ④申請者の住民票の写し（申請者が個人の場合）
- ⑤法人の登記事項証明書及び法人の役員の全員の住民票の写し
（申請者が法人の場合）
- ⑥当該所有権を有しない土地を使用する権原を証する書類（賃貸契約証書等）
- ⑦当該請負契約書の写し（小規模特定事業の施工が請負の場合）
- ⑧施工管理者の住民票の写し
- ⑨小規模特定事業の施工に関する計画（申請書に記載できない場合）
- ⑩小規模特定事業区域の周辺の地域の生活環境の保全及び災害の発生の防止に関する計画（申請者に記載できない場合）
- ⑪小規模特定事業区域の現況平面図、現況断面図及び面積計算書（【表3】参照）
- ⑫小規模特定事業区域の計画平面図、計画断面図及び雨水排水図（【表3】参照）
- ⑬土砂等埋立等区域の計画平面図、計画断面図及び面積計算書（【表3】参照）
- ⑭埋立て等をする土砂等の予定容量計算書
- ⑮当該安定計算を記載した書面（技術上の基準にしたがって安定計算を行うとき）
- ⑯当該擁壁の構造計画及び構造計算を記載した書面（応力算定及び断面算定含む）
（擁壁を設置する場合）（【表3】参照）
- ⑰当該小規模特定事業区域における排水施設の構造計画図、流出量算定及び排水断面算定を記載した書面（雨水等を適切に排水しなければならないとき）
（【表3】参照）
- ⑱小規模特定事業が当該法令等に基づく許認可等を要することを示す書類

図面の種類	明示すべき内容	縮尺	備考
位置図及び付近の見取図	<input type="checkbox"/> 方位 <input type="checkbox"/> 小規模特定事業区域の位置及び区域 <input type="checkbox"/> 土砂等埋立等区域の位置及び区域 <input type="checkbox"/> 道路並びに目標となる土地及び建物等	1/25,000以上	
小規模特定事業区域の現況平面図	<input type="checkbox"/> 方位 <input type="checkbox"/> 区域内の字の境界及び名称並びに土地の地番及び形状 <input type="checkbox"/> 道路並びに建物等	1/500以上	
小規模特定事業区域の現況断面図	<input type="checkbox"/> 現況の地盤の高さ及び勾配 <input type="checkbox"/> 道路境界線	1/100以上	
小規模特定事業区域の計画平面図	<input type="checkbox"/> 方位 <input type="checkbox"/> 区域内の字の境界及び名称並びに土地の地番及び形状 <input type="checkbox"/> 土砂等埋立等区域の境界線 <input type="checkbox"/> 土砂等埋立等区域の境界を示すくい位置 <input type="checkbox"/> 盛土若しくは堆積又は擁壁の勾配及び位置並びに高さを示すくい位置 <input type="checkbox"/> 法面の位置 <input type="checkbox"/> 擁壁の位置 <input type="checkbox"/> 排水施設の位置 <input type="checkbox"/> 災害の発生を防止するための施設の位置	1/500以上	
小規模特定事業区域の計画断面図	<input type="checkbox"/> 土砂等埋立等行為の高さ及び勾配 <input type="checkbox"/> 土砂等埋立等行為を行う地盤面 <input type="checkbox"/> 盛土若しくは堆積又は擁壁の勾配及び位置並びに高さを示すくい位置 <input type="checkbox"/> 法面の保護の方法 <input type="checkbox"/> 擁壁の位置 <input type="checkbox"/> 排水施設の位置 <input type="checkbox"/> 災害の発生を防止するための施設の位置	1/100以上	
小規模特定事業区域の雨水排水図	<input type="checkbox"/> 排水施設の位置 <input type="checkbox"/> 排水施設の規模 <input type="checkbox"/> 排水施設の勾配及び水の流れる方向並びに吐口の位置及び放流先の名称	平面図 1/500以上 断面図 1/50以上	

図面の種類	明示すべき内容	縮尺	備考
土砂等埋立等区域の計画平面図	<input type="checkbox"/> 方位 <input type="checkbox"/> 区域内の字の境界及び名称並びに土地の地番及び形状 <input type="checkbox"/> 土砂等埋立等区域の境界線 <input type="checkbox"/> 土砂等埋立等区域の境界を示すくい位置 <input type="checkbox"/> 盛土若しくは堆積又は擁壁の勾配及び位置並びに高さを示すくい位置 <input type="checkbox"/> 法面の位置 <input type="checkbox"/> 擁壁の位置 <input type="checkbox"/> 排水施設の位置 <input type="checkbox"/> 災害の発生を防止するための施設の位置	1/500 以上	
土砂等埋立等区域の計画断面図	<input type="checkbox"/> 土砂等埋立等行為の高さ及び勾配 <input type="checkbox"/> 土砂等埋立等行為を行う地盤面 <input type="checkbox"/> 盛土若しくは堆積又は擁壁の勾配及び位置並びに高さを示すくい位置 <input type="checkbox"/> 法面の保護の方法 <input type="checkbox"/> 擁壁の位置 <input type="checkbox"/> 排水施設の位置 <input type="checkbox"/> 災害の発生を防止するための施設の位置	1/100 以上	
擁壁の構造計画	<input type="checkbox"/> 擁壁の寸法及び勾配 <input type="checkbox"/> 擁壁の材料の種類及び寸法 <input type="checkbox"/> 裏込コンクリートの寸法 <input type="checkbox"/> 鉄筋の位置及び寸法 <input type="checkbox"/> 透水層の位置及び寸法 <input type="checkbox"/> 擁壁を設置する前後の地盤面並びに基礎地盤の土質 <input type="checkbox"/> 基礎ぐいの位置、材料及び寸法水抜穴の位置、材料及び内径	1/50 以上	
排水施設の構造計画図	<input type="checkbox"/> 排水施設の種類 <input type="checkbox"/> 排水施設の材料及び寸法		

(3) 許可

申請書を受理した日から、通常要すべき標準的な期間を40日間として審査を行い、許可・不許可の通知をします。許可基準に適合しているときは、小規模特定事業許可証を発行し許可します。なお、生活環境保全・災害発生防止の見地から、許可に条件を付し、及び条件を変更することがあります。

4 小規模特定事業の許可を受け、土砂等埋立等行為を行うとき

(1) 基本的注意事項

本条例の目的は、土砂等の埋立て等について必要な規制をおこなうことにより、①埋立て等による土壌の汚染②埋立て等による災害の発生の2点を未然に防止し、村民の生活環境を保全するとともに村民の安全を確保することにあります。

許可を受けた方は、常に条例の目的を念頭に置き、条例や施行規則、許可条件に従うとともに、他法令についても遵守し、土砂等埋立等行為に係る工事を行ってください。

また、工事の施工に当たっては、許可を受けた内容、施工計画書及び添付書類に従って行ってください。

(2) 土砂等の性状による搬入の制限

次に掲げる土砂等は、小規模特定事業区域に搬入してはいけません。

- ①条例で定められている土壌基準に適合していないもの
- ②建設省令（現：国土交通省）で定められている第一種建設発生土、第二種建設発生土、第三種建設発生土のいずれにも該当しないもの
- ③セメントや石灰を混合したもの
- ④産業廃棄物に該当する汚泥

(3) 土砂等埋立等行為前の手続き

ア 土砂等搬入開始10日前までに必要な書類

土砂等搬入届出書（別記様式第12号）に必要事項を記載し、次の書類を添付のうえ、届け出てください。

- ①土砂等排出元証明書（別記様式第13号）
- ②土壌検査の試料をした位置図
- ③土壌検査試料を採取した現場写真
- ④検体試料採取調書（別記様式第14号）
- ⑤土壌検査証明書（別記様式第15号）

イ 標識の掲示

小規模特定事業区域の公衆の見やすい場所に、規則で定める標識（別記様式第23号）を掲示してください。

また、変更の許可を受けたとき又は軽微な変更をしたときは、標識の内容を当該変更の許可又は届出の内容に変更してください。

(4) 土砂等搬入開始から完了までの手続き

ア 定期報告

条例第7条第1項の許可を受けた方は、許可を受けた日から3か月ごとに小規模特定事業施工状況報告書（別記様式第25号）に必要事項を記載し、小規模特定事業施工管理台帳（別記様式第25号）を添付してください。

イ 土壌検査

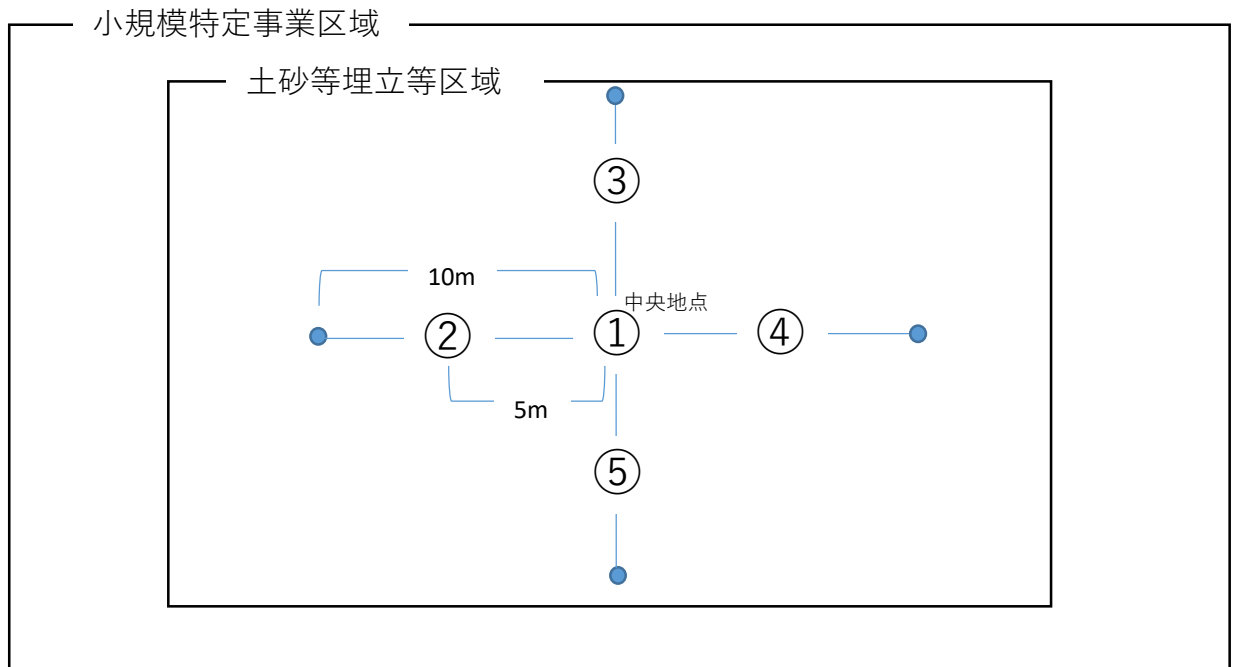
条例第7条第1項の許可を受けた方は、を開始した日又は前回の検査基準日から起算して6か月を経過する日又は小規模特定事業区域へ土砂等の搬入小規模特定事業区域に搬入した土砂等の数量が5,000立米を超える日のいずれか早い日に土壌検査を行い、小規模特定事業区域内土壌検査等報告書（別記様式第26号）に必要事項を記載し、次の書類を添付のうえ、検査後1か月以内に報告してください。

- ①土壌検査に使用した土砂等を採取した地点の位置図
- ②現場写真
- ③検体試料採取調書（別記様式第14号）
- ④土壌検査証明書（別記様式第15号）

【検査方法】

- 小規模特定事業区域内土壌検査のための試料は、村長が指定する職員の立会のもと、採取してください。
- 試料とする土砂等の採取は、土砂等埋立等区域の中央地点及び当該中央地点を交差に直角に交わる2直線上の当該中央地点から5メートルから10メートルまでの4地点計5地点の土壌で行ってください。

<イメージ>



※①～⑤は土壌採取地点（③～⑤は②と同様）

※当該採取地点がない場合は、中央地点を交点に直角に交わる2直線上の当該中央地点と当該区域の境界との中間地点4地点の土壌を採取してください。

ウ 水質検査

小規模特定事業区域から排出される水がある場合は、水質検査を実施し、上述「イ 土壌検査」と同様に小規模特定事業区域内土壌検査等報告書（別記様式第26号）に必要事項を記載し、次の書類を添付し、検査後1か月以内に報告してください。

- ①水質検査に使用した排水を採取した地点の位置図
- ②現場写真
- ③検体試料採取調書（別記様式第14号）
- ④水質検査証明書（別記様式第27号）

エ 変更の許可

条例第7条第1項の許可を受けた方が、次の事項を変更しようとするときは、小規模特定事業変更許可申請書（別記様式第8号）に必要事項を記載し、変更に係る事項に関するものを添付して提出してください。

- ①埋立て等の目的
- ②小規模特定事業区域の位置及び面積
- ③土砂等埋立等区域の位置及び面積
- ④小規模特定事業を行う期間
- ⑤小規模特定事業区域に搬入する土砂等の数量
- ⑥小規模特定事業施工に関する計画
- ⑦小規模特定事業区域の周辺の地域の生活環境の保全及び災害の発生防止に関する計画

オ 軽微な変更

条例第7条第1項の許可を受けた方が、次の事項を変更しようとするときは、小規模特定事業軽微変更届出書（別記様式第9号）に必要事項を記載し、当該変更の日から14日以内に村長に届け出てください。

- ①氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
 - ②条例第13条に規定する施工管理者の氏名及び住所
- ※申請者又は施工管理者の住所又は氏名の変更の場合には、住民票の写しを添付してください。
- ※法人の主たる事務所の所在地、その名称又は代表者の氏名の変更の場合には、法人の登記事項証明書を添付してください。

カ 地位の継承

小規模特定事業の許可を受けた者の地位を継承した者は、小規模特定事業地位承継届出書（別記様式第22号）に必要事項を記載し、承継の事実を証する書類を添付のうえ、承継した日から30日以内に村長に届け出てください。

キ 廃止又は休止

条例第7条第1項の許可を受けた方が、小規模特定事業を廃止または休止するときは、小規模特定事業廃止（休止）届出書（別記様式第18号）に必要事項を記載し、次の書類を添付のうえ、廃止又は休止の日から10日以内に村長に届け出てください。

- ①小規模特定事業区域の出来形に関する図面
- ②小規模特定事業区域以外の区域への土砂等の飛散及び流出並びに崩落による災害の発生を防止するために必要な措置に関する図面

また、速やかに土壌検査及び水質検査を行い、小規模特定事業区域内土壌検査等報告書（様式第26号）に必要事項を記載し、報告してください。

村長は届出があったとき、遅延なく条例第7条第2項第7号及び第8号に規定されている「小規模特定事業の施工に関する計画」、「小規模特定事業区域の周辺の地域の生活環境の保全及び災害の発生の防止に関する計画」に適合しているか確認し、確認した結果を通知します。

確認した結果、土砂等の崩落等による災害の発生を防止するために必要な措置が講じられていない旨の通知を受けた方は、災害の発生を防止するために必要な措置を講じなければなりません。通知を受けても措置を講じない場合は、条例第21条第3項の規定により措置命令が出されます。

（5）完了の手続き

条例第7条第1項の許可を受けた方が、小規模特定事業を完了したときは、小規模特定事業完了届出書（別記様式第17号）に必要事項を記載し、完了した小規模特定事業区域の出来形に関する図面を添付のうえ、完了した日から10日以内に村長に届け出てください。

また、速やかに土壌検査及び水質検査を行い、小規模特定事業区域内土壌検査等報告書（別記様式第26号）に必要事項を記載し、報告してください。

村長は届出があったとき、遅延なく条例第7条第2項第7号及び第8号に規定されている「小規模特定事業の施行に関する計画」、「小規模特定事業区域の周辺の地域の生活環境の保全及び災害の発生の防止に関する計画」に適合しているか確認し、確認した結果を通知します。

確認した結果、土砂等の崩落等による災害の発生を防止するために必要な措置が講じられていない旨の通知を受けた方は、災害の発生を防止するために必要な措置を講じなければなりません。通知を受けても措置を講じない場合は、条例第21条第3項の規定により措置命令が出されます。

4 罰則

許可を受けないで土砂等の埋立て等を行った場合や許可の条件に違反した場合には、罰則が適用されることになります。

(1) 2年以下の懲役または100万円以下の罰金（条例第27条）

- ・無許可事業（条例第7条）
- ・無許可変更（条例第9条）
- ・措置命令違反（条例第21条）

(2) 1年以下の懲役または100万円以下の罰金

- ・搬入禁止命令違反（条例第10条）
- ・改善命令違反（条例第19条）

(3) 50万円以下の罰金

- ・搬入事前届出義務違反（条例第10条）
- ・地位承継届出義務違反（条例第12条）
- ・帳簿記載義務違反（条例第15条）
- ・帳簿記載事項定期報告義務違反（条例第15条）
- ・土壌検査・水質検査結果報告義務違反（条例第16条）
- ・報告徴収応答義務違反（条例第23条）
- ・立入り検査忌避（条例第23条）

(4) 30万円以下の罰金

- ・軽微変更届出義務違反（条例第9条）
- ・小規模特定事業完了等届出義務違反（条例第11条）
- ・書類等保存義務違反（条例第17条）

【問い合わせ先】 申請書・届出書提出窓口
榛東村役場 住民生活課
〒370-3593 群馬県北群馬郡榛東村大字新井790-1
電話：0279-54-2211
FAX：0279-54-8225